

糧食品売買契約条項

(納入糧食品)

第1条 乙がこの契約書に基づき納入する糧食品は品質、形状等すべて甲の示す規格又は見本品どおりであって、新鮮にしてかつ衛生的なものであり、検査（食品衛生検査官の行う検査を含む。以下同じ。）に合格するものに限る。

(債務の引受け等の承認)

第2条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

(1) この契約による債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合

(2) この契約による債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合

2 甲は、前項に掲げる場合においては、この契約の履行上支障を生ずるおそれがない限り、速やかに承認を与えるものとする。

(代理人等の届出)

第3条 乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出なければならない。

(契約価格及びその改定)

第4条 契約価格は容器代（木箱、通箱等）を含まないが、梱包用ダンボール、紙袋等所要の資材費は含み、甲の指定する場所を集積するまでの輸送費用を含んだ価格とする。

2 糧食品の集積前に契約価格又はその価格構成要素が、法令等により設定、改正若しくは廃止されたとき及び集積場所の変更若しくは甲乙同意のうえ規格を変更したときは、甲乙協議のうえ、契約価格を改定することができる。

3 前項により契約価格の改定を行う場合は、乙は甲にその改定に関する見積書を提出しなければならない。

(納入)

第5条 乙は糧食品を集積場所に納入を完了したときは、直ちに納品書をもってその旨甲に届け出なければならない。

2 甲が前項の納品書を受理したときをもって、乙の納入の日とする。

(検査準備)

第6条 乙は、甲が指示する場合は、容器等検査実施に必要な器具を検査場に準備する

ものとする。

(検査)

第7条 甲は、第5条の納入のとき速やかに検査を完了するものとする。

2 乙又はその代理人は、前項の検査に立ち会わなければならない。

3 甲は、合格品を受領したときは、受領書を乙に交付しなければならない。ただし、納品書の控に受領年月日を記入押印することにより、これに代えることができる。

(検査の費用等)

第8条 第6条及び前条の検査に必要な費用等は、乙の負担とする。

(値引)

第9条 乙の納入した物品で、検査の結果多少の不備があるため不合格となっても甲において本来の使用に差しつかえがないと認めたときは契約価格を相当額値引して、これを受領することができる。

(不合格品の処理)

第10条 乙は第7条の検査の結果不合格となった糧食品があるときは、甲の指定した期限内に引き取らなければならない。

2 乙は前項の不合格品の補てんを甲の指定する期日までに実施し、再検査を受けるものとする。

(所有権の移転及び危険負担)

第11条 糧食品の所有権は、甲が第7条に規定する受領書を乙に交付したときをもって乙から甲に移るものとする。

2 前項の所有権の移転前に生じた糧食品の亡失、損傷等はすべて乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重大な過失によって生じた場合はこの限りではない。

3 物品の性質上必要な容器及び外包等は甲に帰属する。

(代金の支払)

第12条 糧食品の代金は、検査を終了し受渡完了後、乙が適法な支払請求書を甲に提出し、甲はこれを受理した日から起算して30日以内の日に支払うものとする。

(支払遅延利息)

第13条 甲は、前条に規定する約定期間内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、年2.7パーセント（財務省告示による。）（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文による財務大臣が定める率）の率を乗じて計算した金額を遅延利息の額として、乙に支払わなければならない。ただし、その約定の支払時期までに支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由に因る場合は、

特に定めのない限り当該事由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

- 2 前項により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

(無償の納期延期)

第14条 天災その他乙の責に帰し難い理由により、乙が納入期限に義務を履行することができないときは、乙はその理由を詳記して納期前にその延期を甲に請求することができる。この場合、甲は乙の請求を正当と認めたときは、無償で納期を延期することができる。

(有償の納期延期)

第15条 乙が前条の場合のほか甲の承認を得て納期を過ぎて糧食品を納入したときは、乙は遅滞料として納期の翌日から起算して納入の日までに遅延1日についてその遅延部分に対する契約金額に対し、1日につき0.1パーセントの率を乗じて計算した金額を、指定の期日までに納付しなければならない。

- 2 乙が遅滞料を指定の期日までに納付しないときは、乙は所定の遅滞金(年5.0パーセント)を支払わなければならない。

(無償の契約解除)

第16条 天災その他乙の責に帰し難い理由(乙及びその使用人並びにその家族等に伝染病が発生した場合を含む。)により、乙が納期前に契約の解除を申出て甲がこれを承認したときは、甲はこの契約の全部又は一部を無償で解除することができる。

(有償の契約解除)

第17条 次の各号の1に該当するときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除し契約保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。以下同じ。)は、解除部分の金額(消費税相当額含む。)の10パーセントに相当する金額を国庫に帰属させ、乙が契約保証金の納付を免除されている場合(乙が甲を被保険者とする履行保証保険契約を結んでいる場合を除く。)は、乙は違約金として解除部分の金額(消費税相当額含む。)の10パーセントに相当する金額を指定の期日までに納付しなければならない。

- (1) 乙が前条の場合のほか、この契約の解除を申出たとき。
- (2) 第14条及び第15条の場合を除き、乙が納入期限に糧食品の納入を終わらないとき、又は納入期限に義務を履行する見込みがないと認めたとき。
- (3) 乙が完全にこの契約の履行を行わないとき。ただし、第9条の場合を除く。
- (4) 検査に際して、乙又は代理人が甲の職務の執行を妨げ、又は詐欺不正の行為があ

ったとき。

(5) 第26条に基づき契約を解除した場合。

(6) 前各号のほか、この契約条項に違反したとき。

2 乙が違約金を指定した期日までに納付しない場合には、第15条第2項の規定を準用する。

3 甲は契約の解除にあたり、乙にこの契約の履行を阻害する悪意があると認めるときは第1項の規定にかかわらず、契約保証金はその金額を国庫に帰属させ、違約金は契約金額（消費税相当額含む。）の10パーセントに相当する金額を納付させるものとする。

(甲の契約解除)

第18条 甲は、自己の都合により、この契約の全部又は一部を解除することができる。

この場合乙から10日以内に損害の賠償の請求があったときは、その確証があるものに限り賠償することができる。ただし乙の同意を得て解除した場合はこの限りでない。

(契約解除の際の代金支払)

第19条 契約解除の際受渡済の糧食品があるときは、甲は契約単価によって、その代金を乙に支払わなければならない。

(甲の損害賠償請求権)

第20条 乙の責に帰すべき理由により甲が損害を受けたときは、甲は乙に対し支払期日を指定してその損害の賠償を請求することができる。

2 前項の損害賠償額は、その額が違約金の額に満たないときは、違約金をもって損害賠償額に代えるものとし、これを超えるときは、その差額を甲は乙から徴収することができる。

3 乙の一部不履行による損害賠償額が違約金より少ないときは、前項の規定にかかわらずその差額を乙に返還することができる。

4 乙が第1項の規定により損害賠償の請求を受けた場合において、その損害賠償金を指定された期日までに納付しないときは、第15条第2項の規定を準用する。

(かし担保)

第21条 甲は乙の納入した糧食品で納入後6か月以内に隠れたかしを発見したときは、直ちに乙に通知し、適当な期限を定め良品との取替え、又は損害の賠償を請求することができる。

2 乙は前項の規定による損害賠償額を、甲の指定する期日までに納付しなければならない。

3 乙が指定された期日までに損害賠償請求を納付しない場合には、第15条第2項の

規定を準用する。

(相殺)

第22条 甲が乙に対し、この契約に基づく債権を有するときは、この契約又は他の契約に係る甲の支払代金その他の債務と相殺することができる。

(原価等の調査)

第23条 甲は延滞金その他損害賠償金の算定及び債権保全上特に必要があるときは、乙から原価を明らかにした書類、その業務若しくは資産の状況等に関する資料及び報告を徴し、又は事業所に立入り、帳簿書類その他の物件を調査することができる。この場合、甲は乙の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 乙が前項の規定に従わないときは、損害賠償金等の金銭債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

(食品の偽装表示等の禁止)

第24条 乙は、食品安全基本法（平成15年法律第48号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）、不正競争防止法（平成5年法律第47号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）及び消費者基本法（昭和43年法律第78号）に違反することなく食品の表示を行うものとし、生産地、原材料、消費期限、賞味期限及び食用の可否等について虚偽の表示（以下「食品の偽装表示等」という。）を行ってはならない。

2 乙が直接、当該食品に対して梱包を行っていなかった場合においても、食品の偽装表示等が発生した場合の責めを免れない。

(食品の偽装表示等が判明した場合の措置)

第25条 乙が納入した糧食品について食品の偽装表示等が明らかになった場合は、乙は当該糧食品を直ちに引取り、良品と交換しなければならない。ただし、甲が当該糧食品を消費する等により良品と交換させることができない事情がある場合は、甲は食品の偽装表示等が判明した部分について契約を解除する。

2 前項の場合、甲は未履行部分についても契約を解除することができる。

(食品の偽装表示等に係る契約解除に伴う原状回復義務)

第26条 前条第1項ただし書きの場合、乙は契約解除部分に係る契約代金を甲に請求することができない。また、乙が既に当該契約代金の支払いを受けている場合は、甲の請求に基づきその全額を返還しなければならない。

2 前項の場合、甲は契約解除に伴う原状回復義務を負わない。

(その他)

第27条 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

(裁判管轄)

第28条 この契約に関する訴えは、甲の所在する地域を管轄する地方裁判所と定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

談合等の不正行為に関する特約条項

(談合等の不正行為に係る解除)

第1条 甲は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第2条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の10分の1に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
 - (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項及び第7項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

暴力団排除に関する特約条項

(属性に基づく契約解除)

第1条 甲は、警視庁又は道府県警察本部の暴力団排除対策を主管とする課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）への照会、又は暴力団対策主管課長からの通知により、乙が次の各号の一に該当すると認められたときは、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 乙は、甲から求めがあった場合、乙の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表とする。）及び登記簿謄本の写しを提出するとともに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意するものとする。

(行為に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支担当等の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(暴力団排除に関する表明及び確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「排除対象者」という。）を下請負者等（下請負者（再下請負以降の全ての下請負者を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び下請負者又は受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負者等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に下請負者等が排除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負者等との契約を解除し、又は下請負者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負者等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負者等の契約を承認したとき、又は不当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負者等との契約を解除せず、若しくは下請負者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(不当介入に対する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

単価契約に関する特約条項

(契約金額)

第1条 この契約金額は単価とする。

(契約金額の変更)

第2条 この契約期間中は、契約条項によるほか、原則として契約金額を変更することはできない。

(発注及び納入)

第3条 乙は、甲の発行する発注書等により、指定納期（納入時間・時期）までに指定場所に物品を納入するものとする。

(代金の請求)

第4条 乙は、請求段階において確定数量に契約単価を乗じた金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する率に基づき計算された消費税額を加えた金額を請求するものとする。

(その他)

第5条 発注予定数量と実際発注数量とに差異が発生した場合であっても、乙は甲に対し、損害賠償を請求することができない。